

(別紙様式第17号)

土地改良法第53条第1項
ただし書に係る同意書

この換地計画において、わたくしが、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利（ ）を有する土地に対する土地改良法第53条第1項第2号又は第3号の要件に該当しない換地の決定について、同条第1項ただし書の規定により、同意します。

年 月 日

同意者
住所
氏名

(注) (1) 本文の権利名は該当権利名を除いて朱抹する。

(2) ()内は、その他の使用又は収益を目的とする権利の場合にその権利名を記載する。

(別紙様式第18号)

創設 非農用地 換地取得同意書
農 用 地

〇〇〇〇事業〇〇地区(〇〇区)の換地計画において、下記の土地を、土地改良法第53条の3第1項及び第53条の3の2第1項の規定による創設 非農用地 換地として取得することにつき、同法第53条の3第2項及び同法第53条の3の2第2項において読み替えて準用する同法第53条の3第2項の規定により同意します。

年 月 日

取得者 住所
氏名

記

取得する土地の換地計画上の表示

郡 町村
市 区

大字	字	地番	地目	用途	地積	摘要	清算金に関する事項

- (注) (1) 表題及び本文中の創設換地の種類並びに本文中の土地改良法の条文は、該当するものを除き朱抹すること。
(2) 創設換地の取得者が法人の場合、「取得者氏名」には法人の名称及びその代表者を記載すること。

(別紙様式第19号)

番 号
年 月 日

殿

市町村長
○○ ○○

公 定 計 画 証 明 書

当市町村の（ ）計画に関して、下記のとおり証明する。

記

- 1 農業者の生活上又は農業経営上必要な施設の種類、位置及び規模が定められていることについて

別紙のとおり

- 2 1の施設を当該計画に定めるに当たり利害関係人の意向を反映するためにとられた措置

- (注) (1) () 内には計画の名称を記載する。
(2) 記の1については、別添として計画の該当部分の写しを添付する。
(3) 記の2については、措置の内容及び時期を記載する。なお、これに関する資料がある場合には別添として添付する。

(別紙様式第20号)

換地計画に対する意見書

〇〇〇〇事業〇〇地区(〇〇区)の換地計画について、土地改良法第52条第4項の規定による意見を下記のとおり提出します。

年 月 日

〇〇土地改良区理事長 殿

土地改良換地士 住 所
氏 名

記

第1 農用地の集団化等農業構造改善に関する事項

- 1 特殊地の取扱いについて
- 2 地帯別、グループ別団地の設定について
- 3 一般の個人別換地について
 - (1) 位置の選択(集団化及び従前の土地に対する換地の照応状況)
 - (2) 区画の分割

4 土地改良法第53条第1項第2号又は第3号の要件に該当しない換地の取扱いについて

5 非農用地の取扱いについて

第2 換地計画書に記載された事項の当否及びその理由

- 1 従前の土地と換地の組合せ及び部分指定について
 - (1) 換地交付基準地積等の算出について
 - (2) 個人別合計の均衡について
 - (3) 所有権以外の権利又は処分の制限のある土地の均衡について
 - (4) 所有権以外の権利又は処分の制限の部分指定について
 - (5) 特別な同意を要する場合の同意は得られているか

2 換地清算について

3 道水路等、特別の定めをする土地の取扱いについて

第3 結論

(別紙様式第21号)

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

土地改良区名
理事長 氏 名

権 利 者 会 議 通 知 書

〇〇〇〇事業〇〇地区（〇〇区）の換地計画決定について、土地改良法第52条第5項の規定による会議を開催したいので、御出席下さい。

都合により、出席出来ない方は、別添の委任状により、住居及び生計を一緒にしている親族か又は他の出席資格者に委任願います。ただし、委任を受けられるのは、1人当たり3人までですから御注意下さい。

記

- 1 日 時 年 月 日
- 2 場 所 〇〇〇村〇〇〇
- 3 議 案

〇〇〇〇事業〇〇地区（〇〇区）の換地計画の決定

..... (切り線)

権 利 者 会 議 通 知 書

受 信 人 字 番地 氏名
発信年月日 年 月 日
取扱者

- (注) (1) 会議の招集は、その会日から5日前までに通知しなければならない。
(2) 通知書に記載した議案以外は議決できない。
(3) 書面又は電磁的方法による議決を得る際には、上記様式の本文中「都合により……」以下に代えて、その旨を記載する。

- (4) 対面と Web 会議システムを併用して行う場合は、3を4とし、1の次に次のように加えること。
- 2 場 所 ○○○村○○○及び Web 会議システム
- 3 開催方法 対面及び Web 会議システム
- (5) Web 会議システムのみを用いて開催する場合は、2「場所 ○○○村○○○」を「開催方法 Web 会議システム」に改めること。

(別紙様式第22号)

権利者会議委任状

1 代理人

住所	氏名	委任を受ける資格
		住居、生計を一にする親族
		出席資格者

2 委任事項

年 月 日に開催する 土地改良区 区の土地改良法第52条第5項の規定による会議において、権利者会議通知書に記載された事項について議決すること。

上記のとおり委任する

年 月 日

住所
氏名

(注) (1) 1の「委任を受ける資格」は、委任する者と住居、生計を一緒にしている親族に委任する場合は上欄に、また、その換地計画を樹立する地区内の土地について所有権、賃借権等を有する他の出席資格者に委任する場合は下欄に○印を付して下さい。

(2) 電磁的方法により代理権を証明する場合には、書面に代えて、上記の代理人の情報及び委任事項等を明示した上で、土地改良区に提供して下さい。

なお、電磁的方法とは、次に掲げる方法をいいます。

- ① 電子メールによる方法
- ② 磁気ディスク、CD-ROM等を交付する方法
- ③ その他電磁的方法の利用については、土地改良区が定める定款を参照することとします。

(別紙様式第23号)

議決書

わたくしは 年 月 日開催予定の 事業 地区(区)の換地計画決定の会議には出席できませんので、その議案について、下記のとおり書面により議決致します。

記

議 案 賛 否

年 月 日

〇〇土地改良区理事長 殿

住 所
氏 名

- (注) (1) この議決書を得る場合は、権利者に対し、議案の内容を詳細に説明し、本人の関係する換地計画書の写しを交付する。
- (2) 団体営の場合は、土地改良換地士の意見書を示さなければならない。
- (3) 電磁的方法により議決を得る場合には、書面に代えて、上記の会議を特定する事項、議案についての賛否、住所・氏名等を明示した上で、提出させること。
- なお、電磁的方法とは次に掲げる方法をいう。
- ① 電子メールによる方法
 - ② 磁気ディスク、CD-ROM等を交付する方法
 - ③ その他電磁的方法の利用については、土地改良区が定める定款を参照することとします。

(別紙様式第24号)

権 利 者 会 議 議 事 録

- 1 開催の日時
- 2 開催の場所
- 3 出席する資格を有する者の総数 名
- 4 出席者数 名
出席者の氏名、別表のとおり
- 5 議事の要領
- 6 決議事項及び賛否の数

決 議 事 項	賛 成 した 者	賛 成 しない 者
	人	人

以上のとおり相違ありません

年 月 日

議 長 氏 名
議事記名人 氏 名
同 上 氏 名

- (注) (1) 議事録謄本を県に提出する際は、議事録写しのみだしに「(謄本)」と、また、最末尾に「この謄本は議事録の原本と相違ないことを証する。○年○月○日○○○土地改良区理事長○○○」と付記する。
- (2) 対面と Web 会議システムを併用して開催した場合は、3 から 6 までを 4 から 7 までとして、2 の次に 3 開催方法を加えること。
- (3) Web 会議システムのみを用いて開催した場合は、2 「開催場所」を「開催

方法」に改めること。

(別紙様式第25号)

一時利用地の指定の事前通知について

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

土地改良区名
理事長 氏名

〇〇〇〇事業〇〇地区(〇〇区)について、土地改良法第53条の5第1項の規定に基づき、下記により一時利用地の指定を予定していますので通知します。

なお、下記の一時利用地の指定内容について意見がある場合は、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づき、この通知があったことを知った日の翌日から起算して〇〇日以内に当土地改良区に対して弁明書を提出することができます。

記

- 1 一時利用地の使用開始(従前の土地の使用及び収益の停止)の日
年 月 日
- 2 使用及び収益を停止する従前の土地及びこれに代わるべき一時利用地
別紙のとおり

(注)(1) 本通知は、都道府県知事の認可に係る換地計画に基づき一時利用地の指定を行う場合には不要である。

(2) 弁明書の提出の期間は、換地計画の異議申出期間(15日)等を準拠し、地区の実情に応じて必要最小限の期間を記載する。

(別紙)

一時利用地の指定を受ける者の住所及び氏名又は名称													
従前の土地					一時利用地					備考			
大字	地番	地目	用途	地積	権利の種類	大字	仮地番	地目	用途	地積	権利の種類	他の権利者	

所有地の用途別 合計					所有地の用途別 合計								
耕作地計 (自作地+借受地)					耕作地計 (自作地+借受地)								

- (注) (1) 権利の種類欄には、標記の者が有する権利名 (所有権、永小作権、質権、貸借権等) を記載すること。
 (2) 一時利用地欄の他の権利者欄には、標記の者が貸主であるときは借受者の氏名、また標記の者が借受者であるときは貸主の氏名を「借受者〇〇」のごとく記載する。
 (3) 備考欄には一時利用地の指定に伴う損失の補償及び利益の徴収を行う場合にその関係事項を記載する。
 (4) 一時利用地の仮地番が指定者に不明の場合が多いから、集落ごとに説明するか、又は事業主体の事務所に地図を備えつけてそれぞれ照合できる旨を、通知書に記載すること。
 (5) 地積を特に減じて換地を定める予定の土地については、次のように記載する。
 ア 従前の土地の地積欄……上段に当該土地の全地積を、下段に従前の土地の地積からその特に減ずる予定の地積を控除して得た地積を () 書きで、それぞれ記載する。
 イ 一時利用地の地積欄……従前の土地の地積欄に () 書きで、記載した地積に対応する一時利用地の地積を記載する。
 ウ 備考欄……特に減じた地積について「〇〇㎡を特別減歩」と記載する。

(別紙様式第26号)

使用及び収益の停止の事前通知について

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

土地改良区名
理事長 氏 名

〇〇〇〇事業〇〇地区（〇〇区）について、土地改良法第53条の6第1項の規定に基づき、下記により使用及び収益の停止を予定していますので通知します。

なお、下記の使用及び収益の停止の内容について意見がある場合は、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づき、この通知があったことを知った日の翌日から起算して〇〇日以内に当土地改良区に対して弁明書を提出することができます。

記

- 1 使用及び収益の停止の日
年 月 日
- 2 使用及び収益を停止する土地
別紙のとおり

- (注) (1) 本通知は、都道府県知事の認可に係る換地計画に基づき使用及び収益の停止を行う場合には不要である。
- (2) 仮清算金支払地に対する使用及び収益の停止の場合にあっては、本文中「土地改良法第53条の6第1項」とあるのを「土地改良法第53条の6第2項」と記載する。
- (3) 弁明書の提出の期間は、換地計画の異議申出期間（15日）等を準拠し、地区の実情に応じて必要最小限の期間を記載する。

(別紙)

使用及び収益の停止を受ける者の住所及び氏名又は名称		従前の土地					備考
使用及び収益の停止を受ける者の住所及び氏名又は名称	土地番	地目	用途	地積	権利の種類	他の権利者	
大字							
所有地の用途別合計							
借受地計							
計							

- (注) (1) 各筆の記載順序は自作地、借受地、貸付地の順とすること。
 (2) 権利の種類欄にはその土地について標記の者が有する権利名を記載すること。
 (3) 他の権利者欄には標記の権利者以外の権利者を記載する。
 (4) 備考欄には、仮清算金の支払いが行われた場合の仮清算金額、損失の補償を行う場合の補償額等を記載する。

(別紙様式第27号)

一時利用地指定通知書

番 号
年 月 日

住所
氏名

殿

土地改良区名
理事長 氏 名

〇〇〇〇事業〇〇地区(〇〇区)について、年 月 日をもって受理した弁明書の趣旨を踏まえ、土地改良法第53条の5第1項の規定に基づき、下記のとおり一時利用地の指定をしたので通知します。

なお、これにより指定された一時利用地は、換地計画の決定又は変更及び工事の施行のため変更することがありますから、念のため申し添えます。

この一時利用地の指定に不服があるときは、この指定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に当土地改良区に対して審査請求をすることができます。

さらに、審査請求に対してなされた裁決に不服がある場合には、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当土地改良区に対する裁決の取消しの訴えを提起することができます。

また、一時利用地の指定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当土地改良区に対する処分取消しの訴えを提起することができます。

記

- 1 一時利用地の使用開始(従前の土地の使用及び収益の停止)の日
年 月 日
- 2 使用及び収益を停止する従前の土地及びこれに代わるべき一時利用地
別紙のとおり

(注)(1)本文中「年 月 日をもって受理した弁明書の趣旨を踏まえ、」は、弁明書が提出されている場合に記載する。

(2)審査請求の教示は、換地計画に基づき一時利用地の指定を行う場合は必要ない。

(3)都道府県営事業の場合「当土地改良区に対して」とあるのを「土地改良区(〇〇県営事務所)を經由して都道府県知事に」というように經由機関を入れることは差し支えない。

(4)取消訴訟の教示は、換地計画に基づく一時利用地の指定で農業協同組合等及び法第3条に規定する資格を有する者が行う事業の場合は必要ない。

(別紙)

従前の土地							一時利用地							備考	
大字	字	地番	地目	用途	地積	権利の種類	大字	字	仮地番	地目	用途	地積	権利の種類		他の権利者
所有地の用途別合計				計			所有地の用途別合計				計				
耕作地計 (自作地+借受地)							耕作地計 (自作地+借受地)								

- (注) (1) 権利の種類欄には、標記の者が有する権利名（所有権、永小作権、質権、賃借権等）を記載すること。
- (2) 一時利用地欄の他の権利者欄には、標記の者が貸主であるときは借受者の氏名、また標記の者が借受者であるときは貸主の氏名を「借受者〇〇」のごとく記載する。
- (3) 備考欄には一時利用地の指定に伴う損失の補償及び利益の徴収を行う場合にその関係事項を記載する。
- (4) 一時利用地の仮地番が指定者に不明の場合が多いから、集落ごとに説明するか、又は事業主体の事務所に地図を備えつけてそれぞれ照合できる旨を、通知書に記載すること。
- (5) 地積を特に減じて換地を定める予定の土地については、次のように記載する。
- ア 従前の土地の地積欄……上段に当該土地の全地積を、下段に従前の土地の地積からその特に減ずる予定の地積を控除して得た地積を〔 〕書きで、それぞれ記載する。
 - イ 一時利用地の地積欄……従前の土地の地積欄に〔 〕書きで記載した地積に対応する一時利用地の地積を記載する。
 - ウ 備考欄……特に減じた地積について「〇〇m²を特別減歩」と記載する。

(別紙様式第28号)

使用及び収益の停止通知書

番 号
年 月 日

住 所
氏 名

殿

土地改良区名
理事長 氏 名

〇〇〇〇事業〇〇地区(〇〇区)について、年 月 日をもって受理した弁明書の趣旨を踏まえ、土地改良法第53条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり使用及び収益を停止したので通知します。

この使用及び収益の停止について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に当土地改良区に対して審査請求ができます。

さらに、審査請求に対してなされた裁決に不服がある場合には、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当土地改良区に対する裁決の取消しの訴えを提起することができます。

また、使用及び収益の停止のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当土地改良区に対する処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

- 1 使用及び収益の停止の日
年 月 日
- 2 使用及び収益を停止する土地
別紙のとおり

- (注) (1) 本文中「年 月 日をもって受理した弁明書の趣旨を踏まえ、」は、弁明書が提出されている場合に記載する。
- (2) 仮清算金支払地に対する使用及び収益の停止の場合にあっては、本文中「土地改良法第53条の6第1項」とあるのを「土地改良法第53条の6第2項」と記載する。
- (3) 審査請求の教示は、換地計画に基づき使用及び収益の停止を行う場合は必要ない。
- (4) 都道府県営事業の場合「当土地改良区に対して」とあるのを「土地改良区(〇〇県営事務所)を經由して都道府県知事に」というように經由機関を入れることは差し支えない。
- (5) 取消訴訟の教示は、換地計画に基づく使用及び収益の停止で農業協同組合等及び法第3条に規定する資格を有する者が行う事業の場合には必要ない。

(別紙)

使用及び収益の停止を受ける者の住所及び氏名又は名称								
使用及び収益の停止を受ける従前の土地								備考
大字	字	地番	地目	用途	地積	権利の種類	他の権利者	
所有地の用途別合計				計				
借 受 地 計								

- (注) (1) 各筆の記載順序は自作地、借受地、貸付地の順とすること。
(2) 権利の種類欄にはその土地について標記の者が有する権利名を記載すること。
(3) 他の権利者欄には標記の権利者以外の権利者を記載する。
(4) 備考欄には、仮清算金の支払いが行われた場合の仮清算金額、損失の補償を行う場合の補償額等を記載する。

(別紙様式第29号)

換地処分通知書

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

土地改良区名
理事長 氏 名

本土地改良区〇〇地区につき、換地計画に基づき行う換地処分は別紙のとおりでありますから、土地改良法第54条第1項の規定により通知します。

なお、この換地処分の効果は、土地改良法第54条第4項の公告がなされた日の翌日から発生します。

追って、別紙に掲げる清算金の徴収又は支払いは別紙換地設計総括表の2の地区総計表の清算金の徴収又は支払いの方法、時期欄に記載のとおり行います。

また、換地処分に不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当土地改良区に対する処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (注) (1) 換地処分通知書には換地設計総括表の2の地区総計表及び各筆換地等明細書のうち、当該通知を受ける者の権利に係る土地の部分を別紙とすること。
- (2) 取消訴訟の教示は、農業協同組合等及び法第3条に規定する資格を有する者が行う事業の場合は必要ない。